

懇談テーマ1

デジタル化の促進について

- ①一部の申請がメール可となっているが、電子申請をもっと増やして欲しい。
市役所窓口に行くと職員の多くの方は、各自のパソコンで業務をこなしており各種申請のメール受信が可能な環境になっていると思われる。
送付されてくる申請書類も市のホームページにアップして使用可能となれば作成がしやすく、書類を市役所窓口に取りに行かず、自宅作成も可能になり、職員と市民双方にメリットを享受できると思う。
- ②講演会や説明会など、オンラインセミナー形式でできるものがあれば実施していただきたい。実技のあるものについては難しいと思うが、話を聞いたり、質疑応答等の内容であればオンラインでできるのではないかと思う。

【回答】

- ①本市では各種手続きの電子申請を受け付けており、毎年申請可能な手続きを増やしています。昨年度のオンライン申請数は約8万8千件で、対象の総受付件数に対して約58%となっており、商工観光課の研修・講習・各種イベントの申し込みが81.8%、図書館の図書貸出予約が78.9%、税務課の給与支払報告書提出等の77.0%と高い割合となっておりますが、児童手当等の各種届出や、介護関係の各種届出は0～2.6%と低い割合となっております。サービスによって偏りが生じているのが現状です。
今後は、申請できるサービス数を増やすのはもちろん、申請数が増えるよう市民への周知や内容の見直しが必要であると考えています。
また、申請書類についても、市ホームページからダウンロードできる申請書類等の充実を併せて進めていきたいと考えています。
ただし、行政手続きの多くは本人確認が必要であることから、メールでの申請ができないものがあります。
市民の皆様にはマイナンバーカードを取得していただき、カードによる本人確認でオンライン申請ができるよう推進していきます。
- ②ウィズ・コロナ社会の「新しい生活様式」においても、オンライン会議が推奨されています。
しかし、区長会などをオンラインで開催するには、参加する皆様にインターネットに接続するパソコンや通信費をご負担していただくことになり、全員がオンラインで参加することが困難であり、質疑応答やご意見を伺う際、会場にお越しいただいた方と、オンラインで参加されている方への対応を同時に行うことが難しいと考えています。
講演会や説明会など情報を発信するだけの内容であれば、多数の方へ情報を伝達する手段としてオンラインでの配信は有効であると考えています。
現時点では、録画により後日動画配信をする方法であれば可能でありますので、市民

が参加しやすくなるよう、講演会や説明会などの趣旨や対象者等、諸条件を考慮し、各担当課と協議の上、対応していきます。

懇談テーマ1（再質問）

電子申請について、電子申請の内容があまりにも偏っているような印象を強く感じているので、一般的に申請しやすいように書類関係のダウンロードができるような環境をお願いしたい。

私自身もそうだが、字を書いて書類を作るのは日頃やっていないので、失敗するとまた書類を取りに行かなければいけないというような二度手間、三度手間が生じてしまうので、個人情報の関係はセキュリティの問題があって、いくらパスワードをかけても問題が発生する危険性があるので、これは除いたとしても、それほど個人情報に関係のない一般的な申請についてはホームページにアップしていただきたい。

区長会のオンライン開催については、ここまでは私自身は望んでいない。オンラインセミナーというか、できればライブ配信をしていただいて、後日配信のオンデマンド配信がある程度期間を限定して配信していただければと思う。

大田原市のサーバの状況はわからないが、多くの方が同時にアクセスした場合のサーバダウンとかリスクが伴うので、オンラインセミナーを開催するにしても、ある程度の制約は必要かと思うが、今、コロナ禍の中で研修会等が中止されている傾向が強いかと思うので、自宅で自分の自由な時間に研修が受けられるような環境を作っていただきたい。

【回答】

まだまだ足りない、情報化が進んでいない部分がありますので、今年度まだ途中でありますので、改めて情報政策課を中心に検討して、各課への依頼、そして、ホームページの申請書のページについても合わせて考えていきます。

懇談テーマ2

桜木沢サイプレス地内における空き家及び空き地の防犯上の問題点について

① 空き家に生い茂る樹木について

サイプレス地内に空き家があり、大きな木が生い茂って宅地内が見えない状態である。

空き家の所有者に何らかの処置をしてもらいたいが連絡が取れない状態であり、防犯上問題があるため、市で何らかの手立てを取れないか。

② 空き地造成地内に生い茂る樹木について

サイプレス居住地南側にある空き地造成地（東日本大震災時はガレキ置き場として利用された）の東側に水害対策と思われる深い堀がある。金網フェンスで囲まれてはいるがフェンスの中には、樹齢30年以上の樹木や雑草が生い茂り防犯上・環境整備上好ましくない状態である。市として対処できないか伺いたい。

【回答】

① 桜木沢サイプレス地内の空き家のように、樹木の繁茂や枝の越境等を把握した場合、空き家法及び市条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促しています。

空き家の所有者であること自体を知らない方や相続人関係が複雑な場合、特定に時間を要することもあります。

空き家は個人の財産であることから、行政が携われる範囲は限定的ではありますが、空き家に対する助言や指導、また補助制度による後押し等、国や県と連携を図り対応していきたいと考えています。

②ご指摘いただきました深い堀については、サイプレス居住地の雨水の集約を目的とした調整池となっています。

そこに生い茂った樹木は、環境整備上好ましくなく、また雨水排水機能の低下の恐れがあることから、適切に管理する必要があります。

町が開発した分譲地における調整池については、受益者である住民の皆様管理していただくことが一般的ではありますが、町から市へ所有が引き継がれたことを鑑み、松木沢サイプレス自治会長と協議し、その対処について検討していきたいと考えています。

懇談テーマ2

現地は見られたのか。近くの住民が、小動物が出て困っている。

市の回答だと今後、国や県と連携して対応していきたいという話だが、実際に困っているのはそこに住んでいる我々なので、できる限り早い状態で何とかしたいので、住民と連絡を取れるようにしていただければ、その後は私の方でも何らかの対応をしたいと思うので、何とかならないか。

【回答】

大変ご心配をかけて申し訳ございません。その問題となっている宅地ですが、特定が難しいから今の状態が続いているのだと思いますが、更に調べまして、市で指導をしていきたいと考えています。

懇談テーマ2

これから持ち主を調べていただけるということか。

【回答】

今現在、指導しても改善に至っていないという状況だと思いますが、更に他に方法がないのか、良く検討させていただいて対処していきたいと考えていますので、現時点での回答はこのような回答しかできないのですが、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

懇談テーマ2（再質問）

調整池について、現在、サイプレスの居住区外にあって、昨日か一昨日で周りの草は刈っていただき非常にきれいになったが、堀のところについては全く手付かずである。

今後、区長と相談するという話だが、実際に今まで20年か30年、できてからあのままの

状態でこれから区長に相談するというのも少し遅いのではないかと思うが、もう少し早く対処していただければありがたかったが、市の方としては地域に任せると、サイプレス居住区外であっても、サイプレス居住区の雨水を調整する池なのでこちらでやるというような話で理解してほしいか。

【回答】

自治会の皆様とこれまで調整をしてこなかったことについては申し訳ないと思っています。今回、これからお話をさせていただく内容ですが、現状を私も見まして、相当酷い状態でしたので、まず現状の修繕は市でやりたいと考えています。

その後の管理については、通常、分譲地の調整池については、その調整池に水を流している居住者の皆様が担当するという事になっていますことから、年に1、2回程度の清掃の方をお願いしたいという協議をこれからさせていただきたいと考えています。

懇談テーマ2（再質問）

空き家の樹木の繁茂、枝の越境等を把握した場合、空き家法及び市条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促しているとおっしゃったが、他にもたくさんこのようなケースはあると思うが、私の家の前にもそういう家が一軒あって、そこは、私たちが周りの草刈りをやった時に刈ってあげたり、田んぼの持ち主がそこのお宅の前の方をやったりしている。草木が茫々になっているので、それは何年か前にみんなでやったことがある。

本当に指導で改善を促しているのか。例えば川西地区で年間どのくらいの改善をやって、文章でお願いしているというのがわかるのであれば、参考にお聞かせ願いたい。

実際どのようにこういう方に対してやっているのか、具体的な事例があれば教えてください。

【回答】

市の方から市内全域の空き家等の枝葉が越境している問題になっているということについて、全て調査をしているということではありません。問題が起きたところについて、市にご連絡をいただいた案件について対処しているというのが実情です。

もし、ご近所にそのような案件がありましたら、市の建築住宅課の空き家担当にご連絡をいただければ、所有者を特定して指導させていただきたいと思えます。

懇談テーマ2（再質問）

確かに実態にしては難しいのだろうなと思っている。家の前に空き家があるが、実際もう十数年、何かあった場合に連絡先もわからないというのが現状で、個人情報はあるが、誰が持ち主で誰が固定資産税を払っているのか、誰に連絡すれば良いのか、私たちには知る権利はないのかもしれないが、何かあった時に教えてもらうのは可能なのか。

何もなければ良いが、そこも2階の部分は窓が開けっ放しになっているし、周りから見てもあまり良くないので、連絡先を教えてもらうことは可能なのか。

【回答】

個人情報の問題がありまして、所有権の登記がされていれば、どなたも所有が誰かということは確認することはできるのですが、そういうことがなければ市の方から教えるというのは難しいという状況です。そのような案件がありましたら市にご連絡をいただいで、対応を検討させていただきたいと思います。

今、ご指摘があったような案件が、市内全域で非常に多い状況です。空き家問題に関して、所有者が高齢になってしまって、所有している方がその物件を将来的にどのようにして良いかという判断がつかないような状態になってしまっているというような案件も見受けられますし、元々持っていた所有者の方がお亡くなりになって、その後きちんと相続がされずに年月が経って、相続の権利を有する方が何人も発生してしまい意思が統一できなくて、処分するのか、解体するのか、売却するのか、貸すのかという意味の決定ができないような状態になっている物件が非常に多くなっているのが実情で、これが一つの問題になっています。

なんとか、そこまで行かない状態で対処できればと考えていますので、ご理解をいただければと思います。

懇談テーマ3

道路の路肩や山林等へのごみの投棄について

道路の路肩や山林等へペットボトル・栄養ドリンク・酒類缶・飲食物包装・その他不燃ごみ等の悪質な投棄が後を絶たない。

市には一般的なマナーを超えてのゴミ捨て違反を抑えるための条例があるのか。無いのであれば制定し、処罰喚起の看板等を設置していただきたい。

【回答】

人の目に付きにくい場所や道路沿い、荒廃地などは、不法投棄、ポイ捨てが発生しやすい状況となっています。このことから、本市では、廃棄物監視員等5名を2グループに分け、年間350日前後の日数でパトロールを実施し不法投棄の防止に努めています。

パトロールの際にごみの回収も行っていますが、回収した主なものは、ごみ、空き缶、ペットボトル、小動物の死骸等で、令和3年度の合計量は6,310kgでした。パトロールにより家電や廃タイヤなどの不法投棄には一定の抑止効果があったものと考えています。その他、啓発看板を各自治会へ貸与し、啓発に協力して不法投棄の防止に努めています。しかし、小さめのごみや空き缶等の投棄は中々減少しない現状もあります。

ごみ捨て違反を抑えるための条例については、本市では、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とするために、平成8年4月に「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」を制定しています。

この条例中、第12条で不法投棄の禁止及び清潔の保持について、第13条で空き缶等の投げ捨て禁止について、第14条で空き缶等の散乱防止について、第15条で自転車の放置の禁止について、第16条で空き地所有者等の適正管理について規定しています。

また、罰則は上位法において規定されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第

16条で規定する不法投棄した者は、同法第25条第14号で罰則該当となり、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。と規定されています。

このことから、新たに罰則を設けた条例を制定することは考えておりませんが、生活環境課及び各支所では、罰則表示型不法投棄対策看板を貸与していますので、必要な場合には申し込みをいただければ設置することが可能になりますので、お願いしたいと思います。

懇談テーマ3（再質問）

私が今現実的に困っているのが、小さめのゴミ、空き缶類で、本日も午前中、道路の路肩も含めて圃場の草刈りをやってきたが、圃場の方が高い位置に位置しているところに、圃場の中に空き缶が放り投げられていた。

普通、道路を走っていて路肩にポイ捨てならある程度理解できるが、とても高い位置までなぜそこまでゴミを捨てるのかと、憤りを感じている。

看板の設置もそうだが、条例と罰則規定を大田原市の広報紙に記載していただきたい。

推測だが、不法投棄というか、ちょっとしたごみを捨てるのは、営業されている事業者あるいは事業所に来られる営業の方々、取引先、あるいは最近は健康促進のためにウォーキングをされている方がおられるが、そういう人たちがちょっとしたごみを捨てているような気がしてならない。

お願いしたいのは、大田原市の広報紙に罰則規定も含めて条例を記載していただきたいのと、更に大田原市の中にある事業所に対しても喚起を促すという意味で、何か通達なりを出していただけないかと思う。

看板の対応については個人でもよいのか。自治会に関係ない、自分の自治会外の地域での話なので、できたら個人にも対応していただきたいと思う。

【回答】

看板の対応については個人でもお貸しする事が可能です。看板にもいくつか種類がありますので、その時にあった看板の方をお持ちいただければと思います。

ポイ捨てについて広報紙の方にとのことですが、生活環境課がこの廃棄物、ポイ捨て等に関しては担当していますが、広報紙も含めて、よいちメール・ホームページ等で年に何回かは掲載をしています。罰則規定も含めて、内容の方も考えながら今後、広報紙なりよいちメールなりで発信していきたいと思います。

事業所へのということに関しては、事業所の方も捨てられていることがあるのかもしれないのですが、周知については検討させていただきたいと思います。

懇談テーマ3（再質問）

私の家の前にも不法投棄をされて、何でもかんでも市に頼むのもどうかなと思い、我々は余瀬の地区で、一昨年、自分で「監視カメラ作動中」という看板を作って立てたところ、一時的にピタッと止まった。

それでもダメな場合は、警察と連携して助けてもらった件がある。法律に基づいて不法投棄は処罰できるので、警察と協力や、重大な案件は地元の人と連携して、まず地元の自

治会が、自分の班が監視をしながら、ひとりひとりが努力すると結構連携ができて、警察も動いてくれるので、全部市に頼むというのも、看板があるというのは良いことだと思うが、やはり地元のひとりひとりが態勢を整えないと、なかなか人任せではできないのかなと思う。

重大な案件は警察に頼んで、一度担当課が現地に行って、それで結構不法投棄で見つかった人もいる。そうすると、その人が全部自分で片付けさせられたり、そういう法律がある訳だから、条例を作るのも良いが、ある程度、市からも市民に協力を願うような具申があっても良いのではないかなと思う。全部やりますということではないと思う。

【回答】

今のお話の中で、防犯カメラのお話がありましたが、実は防犯カメラの設置の要領もありまして、あまりにもひどいようなところには防犯カメラ、本当に撮れるものと、形だけのものとあるのですが、形だけのものでもかなりの抑止効果はあるので、そういったものを貸し出すこともできます。

看板の中にも「防犯をカメラをつけています」という内容の看板もあるので、そういったものを併用しながら、困っている方と一緒に考えていきたいと思いますので、自治会長さんにはこのあと情報の方を確認したいと思いますので、連絡させていただきたいと思います。

廃棄物の監視員についても、ポイ捨てのひどい場所を重点的にということもできますので、自治会長さんの方に連絡を取らせてもらって、対処法を考えていきたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。

懇談テーマ3（再質問）

桜木沢の運動公園に一昨年大きなごみひとつと、去年は元上水道で使っていた愛宕山に8袋くらいのごみを捨てられたが、その時に警察と市に連絡したが、かなり期間はかかったが、「費用は市が持ちますので、ごみはゴミ処理場まで自治会の方で持ってきていただけますか。」ということで、その通りにして袋を持って行って、ゴミ処理場の方に捨てたが、お忙しい方もおられると思うので、そのような時に市でごみを取りに来ていただけるとか、そういうことはできないのか。

運動公園の方は、土地改良と行政の方の土地の関係の間にあるところで、白地というのか青地というのか、そういうことで、地元で持ってきてくださいという回答があった。

去年は他市の袋だったが、警察で持ち主を一週間程度探して見つからず、市に連絡したところ、無料で良いがゴミ処理場に自治会で運んでくださいと言われたので、市の方も忙しいと思うが、取りに来ていただいて、現場を見ていただければ良いのかなと思う。

【回答】

処理の費用の方は公の費用の方で対処していますが、運搬の方については自治会の方をお願いしているのが現状です。

大変申し訳ないのですが、運搬に関しては自治会の方でお願いできればと思います。

懇談テーマ4

空き家対策と空き家購入時の優遇措置について

大田原市蜂巢地区の戸数は、後継者がいなかったことや転入者もなかったため、ここ数年減少傾向にあったが、今年は新しく空き家を購入された方を含め2軒の新規転入者があり、2増1減だった。

2軒とも市内からの転入者だが、空き家を購入された方は、お子様がいる若いご夫婦であり、これからの当地区に明るい話題を投げかけてくれた。

今後も高齢者のみのお宅が増え、空き家の増加が懸念されることから、特にお子様がいる若い世代の方が空き家を購入した場合は、何らかの一部補助や税制面などの優遇措置があれば、空き家解消と将来の後継者育成、さらには市の人口増加につながると思う。

昨年4月から毎月発行されている「大田原市移住・定住交流サロン通信」は、空き家対策や移住者の増加にかなり貢献されていると思う。

【回答】

空き家対策については、市では空き家法及び市条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促しています。

しかし、所有者がその空き家を所有していること自体を知らない場合や、相続関係の複雑な問題により所有者の特定に時間を要している場合など、様々な問題があるのが現状です。

一方で良質な空き家を有効活用するために「空き家等情報バンク制度」を設けており、空き家の賃貸、売買等を希望する所有者からの申込みを受け、登録された空き家の情報を市ホームページなどで公表することによって、空き家利用を希望する方に情報提供を行っています。

令和4年1月からは農地付き空き家バンク制度を開始いたしましたので、非農家が農地を取得するハードルを低くし、空き家と農地を一体的に売買等することも可能になりました。

空き家購入時の優遇措置については、「空き家バンク制度」を利用した補助制度があり、空き家を購入された場合の改修費の一部について、1戸あたり最大60万円の補助を実施しています。

同様に「空き家バンク制度」を利用して空き家を賃借した子育て世代には、1月あたりの家賃のうち、最大10,000円を36か月間補助する制度も実施しています。

空き家は個人の財産であることから、行政が関与できる範囲は限定的となりますが、空き家に対する助言や指導、また補助制度による後押し等、国や県と連携を図り対応していきたいと考えています。

本市では、令和4年3月に策定した大田原市総合計画後期基本計画の中で、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を見据え、安定した雇用の創出、都市部からの人の流れを作る取組、若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備や教育環境の充実などの基本政策を策定いたしました。

空き家関係の補助制度や移住に関する関係施策と、「大田原通信」等による市の魅力発信事業を組み合わせ、空き家の利活用や移住・定住の促進に取り組んでいきます。

懇談テーマ5

若い世代の市内定住率を向上させること及び「おしゃべりタイム」事業の現状について
若い世代の人達にもっと暮らしやすい街づくりをし、市内の出生率やリターン率を上げて、市内定住率を向上させることをこれからの大田原市に望む。

そのためには、10代から40代の若い世代の方々が本音で語り合えるフォーラムを設け、そこで出された意見や要望を取り上げ、市として制度設計していくことが必要かと思う。

実施して成果が芳しくなければ、修正を加え良い方向に導く政策を考えれば良いことであり、失敗を恐れずに先に進むような改革が無ければ現状を打破することはできないと思う。

現在実施されている「おしゃべりタイム」に地域の若い方が参加した際、いまいちパツとしない印象を受けたという話を聞いたが、同事業についてどのような取り組みをしているのか、また、さらに魅力的な事業にするためにはどのように取り組めばよいのか考えを教示していただきたい。

【回答】

本市は、令和4年3月に策定した大田原市総合計画後期基本計画の中で、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を見据え、安定した雇用の創出、都市部からの人の流れを作る取組、若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備や教育環境の充実などを基本政策として掲げています。

これらの基本政策をより実効性のあるものとして展開するには、若い世代のみならず幅広い世代の意見や要望を反映していくことが効果的と考えています。

続きまして、「おしゃべりタイム」は、独身の男女が気軽に会話をする場として、毎月1回大田原市生涯学習センターで開催していますが、こちらは事前申し込みを要せず、市内外から参加することができるイベントとなっています。

市は、結婚に関心を持つ男女の縁結びをしてくれる方を「婚活マスター」として認定しており、婚活マスターには、「おしゃべりタイム」に同席し、二人三脚でお相手を探す役割をお願いしています。さらに、「おしゃべりタイム」に参加した方は、担当の「婚活マスター」が付くことで、婚活マスター同士のネットワークにより、お似合いの相手を探すことができます。

前回の「おしゃべりタイム」では、参加者が楽しく過ごしていただけるよう、新たな試みとしてボードゲームを取り入れましたが、このイベントをさらに魅力的な機会にするには、より多くの方々に参加していただくことが欠かせませんので、結婚に関心がある方々が身近におりましたら、ぜひ気軽に参加していただけますよう、お声掛けしていただければと考えています。

懇談テーマ5（再質問）

回答をいただいたが、何となく抽象的なもので、例えば具体的にどのようなことを取り組むのか、あるいは取り組もうとしているのか、ある程度、大きな難しい課題であると認識しているが、ある程度のマイルストーンを作って、例えば半年後、一年後にはこういう風な催し物なり、こういう制度設計をしていくとか、そういうものを具体的に行動に移せるような具体策、アクションプランをぜひとも作っていただきたい。

それと、おしゃべりタイムについてよいメールで発信していただいているが、見ている中では募集されている内容だけで、おしゃべりタイムが実際行われた後の成果と言うか、結果がどうであったのかというのが情報発信されていないのではないかと思うので、その辺も含めて、確かに難しい問題、課題だというのは重々私自身も認識して、このテーマに挙げさせていただいたが、私たちと言いますか、私のような老人は去るのみかもしれないが、次世代を担う若い人たちに本音で語り合っていただくというのが、まず一番かなと思う。それに基づいて、大田原市の職員の方々が実際の制度設計をやられていくのだと思うが、ここでひとつお願いしたいのが、8月の広報おたわらの中に人事制度の評価制度の一部記載があり、業績評価というのがあって、半期ごとになされているという事で、一般的な会社と一緒にとは思いますが、そこであまりにも目先に囚われてしまうと、このテーマについての施策がうまくいかないのではないかなと思う。

長期的な視点に立って、取り組んでいただきたい。

【回答】

少子化と子育てというテーマのところでいきますと、少子化についての目標は国全体での目標ですので、これに従って大田原市も目標値は持っています。

男女共同参画については、国の計画に従って、大田原市が個別な指標を設けてありますのでこちらについても目標値は設定してあります。

おしゃべりタイム自体は婚活事業ですので、その結果、内容については公表するようなものではございませんが、婚活マスターをお願いしていて、今は35名の方にご協力をいただいて、お見合いあるいは結婚の後押しをしていただいているのですが、28年度から始めて、毎年少しずつ成婚に結びついて、婚活マスターさん同士のお引き合わせによって、市内で15組のカップルが誕生しています。

そのこともその都度ごとに情報はお知らせしていますが、今回、ご意見をいただきましたので、どういことをやって、どういう成果だったというのは周知したいと思います。

若い方の意見交換については、相馬市長の公約でもありますので、市長からもすでに指示がありますので、今後、特に若い方と意見交換のできる場を設けるよう努めていきます。

懇談テーマ5（意見）

15件成立されたということ初めて聞き、こういう成果も広めていただければ、より興味を持っていただくなり、一歩を踏み出すきっかけになるかと思うので、ぜひともお願いしたい。

【回答】

意見のため回答なし。

懇談テーマ6

黒羽刑務所跡地の一角をスポーツ並びに交通安全教育施設を兼ね備えた公園として活用することについて以下のとおり提案する。

- ①外堀に野球・ソフトボールのバッターボックス、サッカーゴール、テニスネットを描いたりバスケットボールのリングを取り付けて相手がいなくても練習ができるほか、鉄棒・アスレチック等を設置し、子供から大人まで体力づくりができるスポーツ振興施設にする。
- ②西側にある自動車教習施設を幼稚園児から中学生等を対象にした交通安全教育が実施できる施設とし、園児や学生の交通事故防止のために活用する。
その他、ブランコ・滑り台等の遊具を備え（障害の有無、年齢・体力の違いにかかわらず利用できる遊具を含む）子供から大人までが楽しめるファミリー公園にすることで川西地区北部の活性化につながると思います。

国の施設だったこともあり国主導で跡地の利用が進められるかと思うが、地域と共存してきた黒羽刑務所の一角を地域のために利用できることを望む。

【回答】

旧黒羽刑務所は、令和4年3月31日をもって閉庁いたしました。その跡地については引き続き法務省が土地建物を所有・管理することとなり、現在は喜連川社会復帰促進センターが跡地の管理を行っています。

市では、旧黒羽刑務所跡地の利活用について、令和3年度から法務省と数度にわたる意見交換を行い、企業誘致など地元の雇用や地域活性化につながる利活用がなされるよう要望をしております。

本年度になり、法務省は、利活用事業者の公募を、令和4年5月30日から6月3日までを提出期間として実施しました。公募の結果については、釣り具製造事業者である那須ダイワ株式会社を所有するグローブライド株式会社が利活用事業者として選定され、工場としての利活用が予定されています。

市としては、引き続き新たな雇用につながる企業誘致などを念頭に、地域活性化につながるような利活用策を法務省に対して要望するとともに、管理を行う喜連川社会復帰促進センターと緊密な情報交換を行っていきたいと考えています。

本日、この場で要望がありまして、回答した内容についても、法務省の担当の方にお伝えしていきたいと思っております。

懇談テーマ6（意見）

国主導の施設なため、国の方で決めるとは思うが、更生復帰に関するものとか、社会の矯正教育に役立つようなものに利用されると思うが、地域として昭和46年から今年の3月まで、揉め事もなく地域と共存してきた施設なので、その一角でも何か地域のために、小さな公園でも良いので、そのようなところに小さい子どもを集めたりとか、何かできるとか。今の市役所のそばに交通公園があった。自分の子どもたちの頃はあそこに行って交通公園で指導を受けたという話も子どもたちから聞いていたが、黒羽刑務所の西側に交通施設がまだ残っているが、あそこは信号があったりして良いところなのだが、南側には教室もあって、そこで色々な話を聞いたりして、実際に交通公園の方で、グラウンドではなくて、そのようなところでやるともっと現実性が出てくるかなと思う。

また、今、高齢者の方の問題もありますので、高齢者の交通教育にも活かしていただければと思う。

国の方の施設ではあるが、地域としてこのような声が少しでもあるということをお届けいただければと思い、提案させていただいた。

【回答】

意見のため回答なし。

懇談テーマ6（意見）

刑務所の自動車運転コースは公認の自動車コースになっている。踏切とか信号とか全部公認なので、あそこで昔は受刑者に免許を取らせたというような場所なので、非常に役立つのかなと思う。建物は水洗トイレもあるし、車椅子で入れるようなトイレも完備されている。

元々あそこを作った時に私が関わっており、参考までに申し上げると、あそのコースを作る時に、主たる目的は受刑者の運転免許を取らせるということで、その他に地域の人が交通安全とかそういった時に必要な場合には貸し出しをしますという約束で作っているので、多分、もうわかっている人はいないと思うが、その辺を市の方で理解していただいて、上手く交渉していただければと思う。

【回答】

意見のため回答なし。

懇談テーマ7

旧黒羽公会堂跡地の今後の活用方法について

現在、使用中止となっている旧黒羽公会堂が解体されるという話は以前から聞いているが、その時期と解体後の跡地としての活用方法について伺いたい。

【回答】

旧黒羽公会堂跡地の今後の利活用については、耐震性がないこと、老朽化が進んでいることにより、令和2年度に策定した大田原市公共施設個別施設計画において、令和6年度に解体を予定しています。

その計画において「廃止」としているため、跡地への新たな公共施設の建設計画はありません。

今後、土地の利活用については、地元の皆様のご要望を聞いて検討していきたいと考えています。

懇談テーマ7（再質問）

今後の跡地利用については、市に要望書を出す形で進めていくのか、それともタイミングを見て説明会等をしていただけるのか。

【回答】

コロナの動向にもよりますが、今年度中に自治会長様にまずお話をさせていただいて、必要があれば地元の説明会という風に進めていきたいと考えています。

懇談テーマ8

旧寒井小学校の校舎及び体育館の電気・水道が切れていることについて

旧寒井小学校は、寒井地区約250戸の避難場所に指定されているが、電気が遮断され水道も使えない。寒井地区のみならず、地域以外の子供から大人までがバレーボールやソフトボールの練習等に使用していたが、本年3月中旬頃から電気・水道が切れているということを管理している方から聞かされた。

非常事態発生時の避難時やスポーツを通しての地域の活性化のためにも、早急に対処していただくことを切に願います。

5月24日に危機管理課に問い合わせたところ、現在見積り作成中とのことだった。

【回答】

旧寒井小の体育館については、現在、漏水、漏電により使用を中止しており、利用者の皆様には旧片田小の体育館への振替利用をお願いしています。

漏水については、調査いたしました。原因となる箇所特定ができず、これ以上の詳しい調査には多額の費用がかかると思われます。

また、市の所有する公共施設について、今後どのように運営していくかということで、検討に着手したところです。

さらに、水道の関係でトイレの方も便器の水漏れが発生してしまっていて、トイレも全面的に改修しなければならないかと思われます。

昨今のコロナあるいはロシアのウクライナ侵攻のため、建設資材等の受注が今までよりもかなり遅れることが想定されます。そうなりますと、この暑い時期、また災害の時期に水道が全く使えない時期というのが長期間に渡ることが想定されます。このようなことから修繕については現在見合わせています。

このため、学校開放施設の利用者の皆様には、その都度止水栓を開閉してご利用いただいている状況であり、大変ご不便をおかけしていると感じています。

漏電についてもご不便をおかけしています。箇所特定に時間を要していますが、調査の結果、体育館の水銀灯の安定器が原因である可能性が高いとわかりましたので、修繕費用を確認し、体育館の利用再開に向けて現在検討しているところです。

しかしながら、旧寒井小の体育館については、建築年度が昭和46年度であり、耐震性がない建物であることから、利用者の安全面を考慮して、今後、施設の維持を進めつつも、代替の避難所の機能も含め、検討していきたいと考えています。

懇談テーマ8（再質問）

私も何回か寒井小学校の体育館でバレーボールをやっているところに行き、その時は5、6年先だったので、女性が子どもさんをたくさん連れてきていて、子ども同士仲良く

やっていた。大人はバレーをやって、子どもはガヤガヤして、非常に雰囲気の良いところで、体育館があって良かったなとつくづく思った。

ところが今年の3月、水道も使えない、電気も消えているということをバレーボールをやっている人から聞いた。ここは自主防災組織を作って、避難所として指定している。

そういう切れた状態になっているのにもかかわらず、区長のところに何の連絡もなく、それはどうかと思っている。昼間は問題ないと思うが、今異常気象でいつどこで何が起きるかわからない時代なので、夜に避難所に集まることがあった場合は、私も立場がない。

その点で、今説明があったように、老朽化が一番困ってしまう。使える使えると言っても老朽化で何か問題が起きると大変なので、無理は言わないが、今、馬頭の方に行ってバレーボールをやっているような話を聞いているので、できれば早くどのようにするか、あの場所がダメならダメで結構なので、代替地を検討するということだが、ちょうど刑務所の跡地あたりにそういった一角を設けてもらえれば非常に嬉しいが、検討をお願いしたい。

昨日の夜、学校に行ったが真っ暗だった。ところが、昔使っていた防犯灯が、あの学校の周りは全部山だが、防犯灯が延々と光っていた。数えると約20個あった。

あそこが夜中に使えないというのは本当に無駄である。そういった防犯灯の無駄もあるので、検討ではなくて、できるだけ早めに対処していただくことを切にお願いしたい。

【回答】

まず、自治会長様に漏電していることで体育館が使えないというご連絡が遅れましたことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

それから、老朽化はどうしても避けられない状況でありますので、現在、まず老朽化していて耐震のないものは計画上は廃止となっているのですが、その施設について早急に今後どうしたら良いか、代替施設も含めて検討していきますので、ご理解をお願いいたします。

懇談テーマ9

旧寒井小学校の体育館に保管されているパイプ椅子やテーブル等の利活用について

昨年、寒井北部公民館をリフォームし、パイプ椅子やテーブルが必要になったことから、生涯学習課と総務課に旧寒井小学校体育館に保管してある物を譲渡して欲しい旨の問い合わせをしたところ、いずれも前例がないからできない旨の回答だった。

旧寒井小学校に限らず、使用していない公共施設の備品を限られた予算で活動に四苦八苦している自治会で利活用することはできないのか。

【回答】

市が管理する物品は、貴重な財源で一定の目的のために購入したものであるため、物品等管理規則に基づき、各所管課において管理しているところです。

譲渡する際の手続きは、各所管課で不要決定の上、適正な対価で売却するものとされており、主に公用車など、1件1万円以上の価格が見込めるものは、総務課において官公庁オークションを活用して譲渡、売却しています。

一方、売却することが不利益又は不適當と認められるもの及び売払うことができない

ものは廃棄処分ができるとされており、不要とされた物品のほとんどは廃棄処分となってしまうことから、無償譲渡の前例が無い状況であります。公民館活動など、地域の活動に利用されるということであれば、有償譲渡については可能と考えていますので、まだ使えそうな物品の確認を進めながら、今後、具体的な相談に応じていきたいと思っております。

懇談テーマ9（再質問）

使えそうな物品の確認ということだが、スポーツ振興課の方に確認をしていただいて確かにあるということは確認済みで、私が望むものは、リフォームした時に市のお金を援助してもらって使わせていただいたが、何せ一人暮らしが多く、なかなか自治会費をいただくのが少し申し訳ないなというのもあり、思ったようにお金も集まらないのでどうしようかということで、自分たちが卒業した学校のパイプ椅子を利用させてもらえないかということでお話をしたが、前例がないと言われて、総務課の方にお話ししたが、使えなくなれば正直廃棄処分ということで、その廃棄処分のイスがもし何かあったらということであれば、一筆書いてでも良いので自己責任において譲渡しますとか、そのような企画立案が何でできないのか。

ごみに出すのか、それとも住民が使わせていただきたいというものを、もしどうしても有償であるということであれば、その金額ももちろん出すので、私はいつ市役所に行って、例えば欲しいものはパイプ椅子が20、それからテーブルが6、これだけ欲しいのだが、いくらなのか、いつもらえるのか、その返事を今日は聞いていきたい。

【回答】

まず、窓口で担当の者から前例がないということで良い回答ができなかったことについてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

物品については、最初に申しあげました通り、貴重な財源で一定の目的で購入していることから、使えるものであっても使えないものであっても、無償で譲渡というのはなかなかできない状況、これはご理解いただきたいと思っております。

その上で、官公庁オークションも行っていますので、有償であれば必要なものを必要な数についてご相談に応じたいと思っておりますので、自治会長さんのタイミングで私どもの方で承りたいと思っています。

それに基づいて、正式に担当部署の方で物品の処分の手続きを行いたいと思っております。

懇談テーマ9（再質問）

市役所の方に出向けば、この案件は可能になるということで良いか。

【回答】

はい。あくまでも有償ということで、前提でお願いいたします。

懇談テーマ10

地籍調査の状況について

平成29年に実施された築地地区の地籍調査案内書には、平成32年（令和2年）10月頃に法務局に送付し登記するとなっていたが、実地立会い後に何の連絡もない。進捗状況と今後について伺いたい。

【回答】

地籍調査について、築地地区をはじめ調査を実施しています川西地区の皆様方には、ご説明していました完了予定時期を経過しているにもかかわらず、実地立会い後の登記の進捗状況などについてお知らせができず、大変ご心配をおかけしていますことを、心よりお詫び申し上げます。

築地地区の状況については、平成29年度から土地の境界について調査させていただいているところですが、未立会いや所有者不在等のため、境界の調査が進んでいない箇所や、法務局備え付けの公図と現況が合致しない箇所などがあり、地権者へ再立会の協力依頼や所有者の追跡調査のほか、皆様の土地情報が適切に登記へ反映されるよう、法務局と相談を重ねているところであり、作業が遅れている状況にあります。

さらに、令和元年10月の台風19号の災害復旧による測量等業務への影響や、令和2年1月から世界的に蔓延しています新型コロナウイルス感染症による現地調査の延期等により、地籍調査業務全般への影響も続いていたこともあり、現在、遅延解消に向けて集中的に取り組んでいるところです。

築地地区の国認証や登記などの目標としては、令和6年度には手続きを開始していきたいと考えています。

業務の遅延解消に向けて取り組んでいますので、現在の状況をご理解いただきますとともに、地籍調査への更なるご協力をくださいますようお願い申し上げます。

懇談テーマ10（再質問）

今、回答いただいた内容が、どうしても私自身にとって後付で捉えてしまうが、かなりの年数が経っているかと思う。私名義のある原野の固定資産税の支払いをしているところを、法務局に行って公図を確認したら、作成が明治21年になっていた。

早くこれをやっていただきたいというのが切実な願いで、実は、他地区の方からも、築地地区内に土地を所有していて、売買をやりたいような方もおられて、いったいどうなっているのだろうねということで、市役所の方に問い合わせをしたが最後の最後、公図なり、面積と現地立会い結果が合わずに保留のままになっていますという市からの回答があったとお聞きしたので、あまりにも年月が経ちすぎているのではないかと個人的に思う。スピード感を持ってぜひとも早くお願いしたい。